

現場説明書

- 1 業務名 令和5年度村岡橋詳細設計業務
2 監督員 建設部 道路整備課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 ~~する~~ しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 ~~する(一回以内)~~ しない

4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第2年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第3年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
~~提出不要~~
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支給材料	あり	なし
イ 貸与品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	---------------	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業 務 仕 様 書

総 則

(適用範囲)

- 1 この共通仕様書は、本市の土木事業に係る調査、設計、計画及び解析に関する業務委託に適用する。また、本業務の仕様は、神奈川県の測量・調査・設計業務共通仕様書に準拠するものとする。
- 2 設計図及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

(用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- 1 指示とは、受託者側の発議により監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 2 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- 3 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することを言う。

(業務計画書)

- 1 受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し監督員に提出して、承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 3 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

(主任技術者と編成)

- 1 受託者は、技術業務を行う班編成とその内容を作成し監督員に提出し承諾を得なければならない。
- 2 主任技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート））、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））あるいは RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 3 主任技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。
- 4 主任技術者は、屋外における設計業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 5 主任技術者は照査結果の確認を行わなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

- 1 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、業務計画書に記載しなければならない。
- 2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート））、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））あるいは RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ主任技術者に差し出すものとする。

(事務管理)

受託者は、業務実施にあたり別に定める適用示方書等を遵守し、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

(打ち合わせ)

- 1 受託者は、業務を円滑に遂行するために監督員の指示する個所など、必要な段階で手戻りのないよう監督員と打ち合わせを行い、その内容についてはその都度受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打ち合わせを行うものとし、その結果について受注者が書面（打ち合わせ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 共通仕様書、設計図及び特記仕様書に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、監督員と協議を行いその内容については、受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(現地調査の土地立ち入り等)

- 1 現地調査を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準拠し土地立ち入り等を行わなければならない。
- 2 現地調査の実施にあたり宅地又は、かき、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめその所有者に通知しなければならない。

(土地の使用)

受託者は、植物、かき、もしくは柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

(官公庁等への手続き)

- 1 業務実施のため、必要な関係官庁その他に対する諸手続きは監督員と打ち合わせの上、受託者の負担において迅速に処理しなければならない。
- 2 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は延滞なくその旨を監督員に申し出て協議する。

(資料等の交付及び返還)

- 1 受託者は、貸与する事に定められた図面及びその他関係資料等を監督員に請求して交付を受けるものとする。
- 2 受託者は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

(成果の作成)

受託者は、設計及び解析業務の成果の整理を行う場合は事前にその内容について、監督員と協議するものとする。

(検査)

- 1 受託者は、特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した個所又は主要な作業段階の区切り目等には、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を揃えておくものとし、管理技術者が検査を受けなければならない。

(成果品)

成果品はこの仕様書に定めるもののほか、特記仕様書によるものを提出する。

(秘密の保持)

受託者は、受託業務内容及びその結果を監督員以外に公表、貸与又は使用してはならない。
なおやむをえない場合には、文書により申請して監督員の承諾を得なければならない。

令和5年度村岡橋詳細設計業務 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、横須賀市内にある村岡橋について、定期点検結果及び今回実施する現地踏査等に基づき、劣化・損傷箇所の補修設計を行い、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2 対象橋梁

橋 梁 名：村岡橋（昭和38年架設）

路 線 名：市道2973号

履 行 場 所：横須賀市長沢4丁目30番地先

橋 長：L=11.7m 全 幅 員：W=4.4m

上部工形式：RC床版橋

下部工形式：パイルベント橋脚

基礎形式：既製RC杭

3 計画している補修内容

- (ア) 断面修復工
- (イ) ひび割れ補修工
- (ウ) 伸縮装置補修工
- (エ) 高欄取替工
- (オ) 舗装工（橋面防水含）
- (カ) 縁端拡幅工

4 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書（照査計画書を含む）を作成する。

(2) 損傷箇所等の確認調査

① 現地踏査

既存資料の収集・整理を行った後、架橋地点の現地踏査を行い、特記仕様書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。

また、橋梁の変状（劣化・損傷等）の程度を把握するほか、地形等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺条件を把握し、合わせて施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。

②外観変状調査

令和3年度定期点検結果と現地状況との整合性を確認するほか、近接目視を行う。調査は全スパンについて梯子等を用いて行い、場合によりハンマーによる打音調査を行うなど全体の損傷状況の傾向を把握する。

③形状寸法測定

対象橋梁の既存図書が存在しないため、補修（補強）設計に必要な形状寸法を測定する。その際、添架物等施工に影響を及ぼす可能性のある構造物との位置関係も確認し、設計図作成の際に反映する。

④反発硬度試験

シュミットハンマー法により、下部工のコンクリート部4箇所強度推定を行う。

⑤鉄筋探査

電磁波レーダー法により、縁端拡幅を行う箇所の鉄筋位置の確認調査を行う。

⑥損傷図作成

現地調査結果をもとに、損傷図の作成を行う。

(3) 補修設計

①対策工法の検討

既存の点検結果、及び今回実施する現地調査により、損傷に対して、損傷種類や損傷要因別に要因除去を含めた補修（補強）対策工法を検討する。工法選定にあたっては、構造特性、施工性、維持管理との整合など総合的な観点から3案程度抽出し、技術的特徴、課題、経済性を整理し評価を加えて、比較一覧表を作成し最適案の選定を行う。なお、比較案については新技術の活用を必ず検討すること。

②設計計算

応力計算が必要となる部材等に対しては、必要な設計計算を行う。

③設計図作成

補修一般図、各補修の詳細図、仮設計画図等の補修工事の発注積算に必要な設計図面を作成する。

④数量計算

数量算出要領に従い、各工種毎に数量の算出を行い、数量計算書を作成する。

(4) 施工計画

構造物の規模、河川の交差条件、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当って必要な計画書を作成する。なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

(5) 概算工事費算定

設計図、数量計算、施工計画を基に概算工事費の算定を行う。

(6) 報告書作成

設計業務の成果を作成するものとする。なお、下記の項目について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- ① 設計条件
- ② 補修補強工法選定理由（構造特性、施工性、経済性、維持管理の解説）
- ③ 構造各部の検討内容および問題点、特に考慮した項目
- ④ 主要材料、工事数量の総括
- ⑤ 施工段階での注意事項・検討事項

(7) 打合せ

中間打合せの回数は2回を標準とし、必要に応じて回数を増減する。

着手時1回＋中間2回＋納入時1回＝計4回とする。

5 安全費等について

当初見込んでいない安全費、調査費等について、業務進捗により必要なものがあれば、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

6 適用仕様書

本業務は、設計書によるものの他、「測量・調査・設計業務共通仕様書（神奈川県 令和3年4月）」によるものとする。

7 成果品の照査

本業務における基本事項の照査は、「業務仕様書 総則」（照査技術者及び照査の実施）に基づき実施するものとする。また、同総則に基づき作成した資料は、「測量・調査・設計業務共通仕様書（神奈川県 令和3年4月）」設計業務共通仕様書第1108条第2項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

8 資料などの貸与

- ・名称：令和3年度 道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定 報告書
- ・数量：1冊（またはCD1枚）
- ・貸与場所：横須賀市役所
- ・貸与時期：契約後すみやかに
- ・貸与期間：貸与開始から、必要な期間

9 成果品

電子媒体（CD-R）の他、報告書（金文字製本1部、キングファイルA4縦版1部）を納品する。CADデータについてはDWG形式とする。

電子データ作成に係る詳細事項

1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1 枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、ISO9660 フォーマット (レベル 1) を標準とする。

注.) 「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル 1～3 が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

2 ウィルスチェック

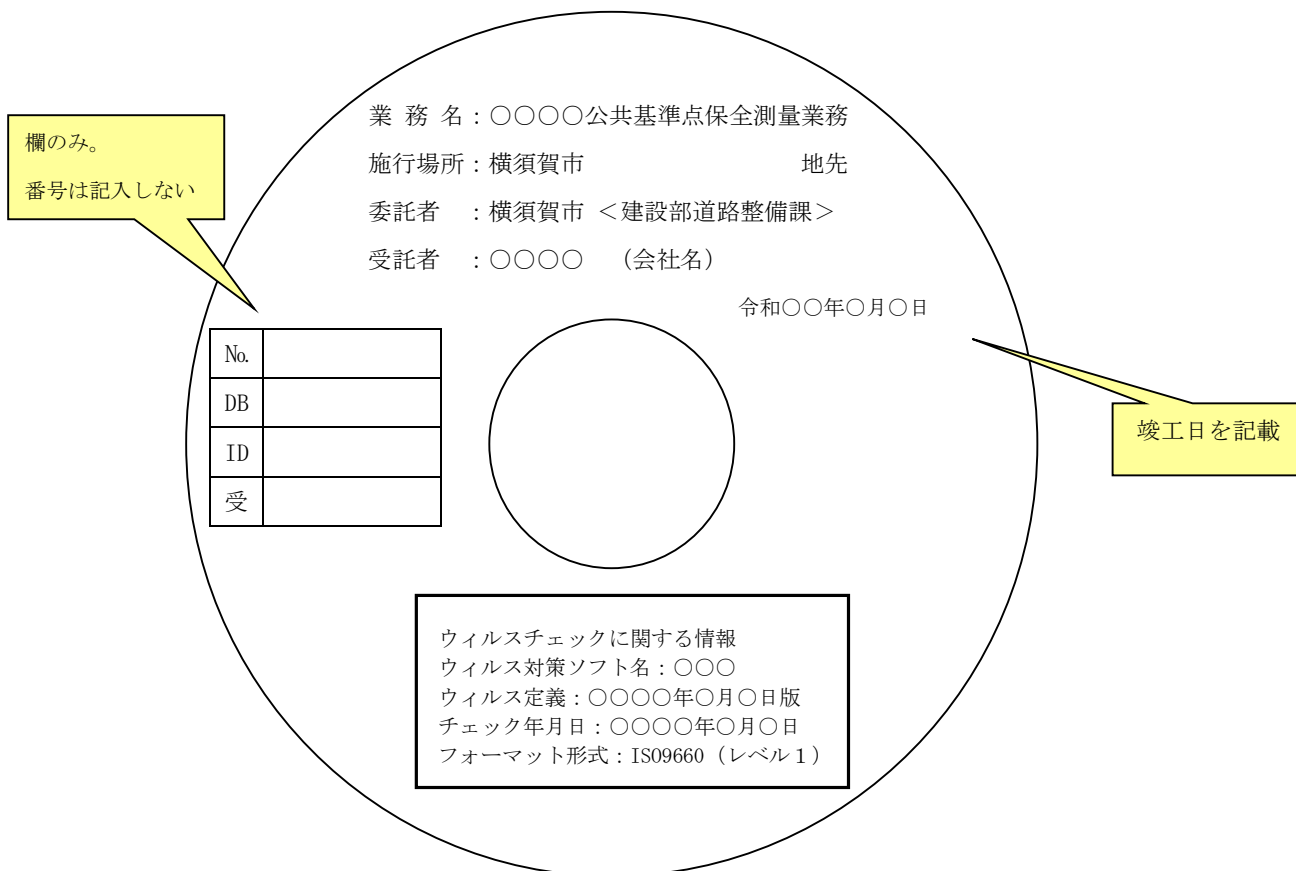
- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

3 ラベル作成

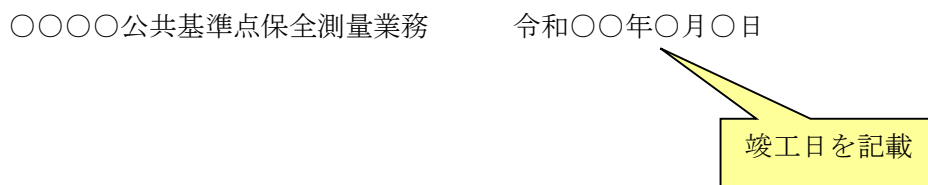
- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあるため使用不可とする。

提出媒体のラベル表示例



提出媒体ケース背表紙表示例



個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価のうち単価金額が記載されていない資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価 刊行物等掲載単価 コード一覧表」を参照してください。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

2 市場単価の端数処理について

市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。

3 基準書等の適用について

本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1) 設計業務等標準積算基準書 | 令和5年7月1日版 |
| 2) 積算参考資料（計画・調査編） | 令和5年7月1日版 |
| 3) 建設機械等損料表 | 令和5年度版 |

令和 05 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 05	
事 業 所 名	横須賀市建設部	
(工 事 ・ 業 務) 名	令和5年度村岡橋詳細設計業務	
(工 事 ・ 業 務) 箇 所	横須賀市長沢4丁目30番地先	
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名	市道2973号	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分	国費	
工 期	120 日間	
設 計 金 額	(円)	
	円	
設 計 概 要		
(起 工 ・ 変 更) 理 由		

横須賀市

令和 05 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

<支出科目>

款	09 土木費
項	02 道路橋りょう費
目	02 道路橋りょう維持費
節	12 委託料
細節	90 工事請負に係る委託料 [維持目]

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 05 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	レ 設計業務	委託先/α、β	建設コンサルタント/α=35%、β=35%		
		電子成果品作成費	計上する(概略・予備・詳細設計)		
		旅費交通費	計上する(設計)		
		安全費率	0.0%		
	測量業務	安全費率			
		電子成果品作成費			
		旅費交通費			
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費			
		施工管理費			
		旅費交通費			
安全費率					
地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β				
業務委託	諸経費率				
	技術経費率				
	設計業務等標準積算基準書 適用年版	令和05年7月1日適用			
	資材等単価表 適用年版	令和5年8月1日基準			
積算数量等情報	名称		採用数量	単位	備考
(その他情報欄)					

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
設計業務費			1	式			
道路構造物設計			1	式			
橋梁設計			1	式			第 1001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)			1	式			
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
直接原価計			1	式			
その他原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
設計業務費計			1	式			
設計業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
業務委託料			1	式			

第1001号 内訳書
 橋梁設計

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 橋梁補修設計	1	式			第1001号下内
(AMA0020) 各種試験費	1	式			第1002号下内
合 計					

第1001号 下位内訳書
 AMA0010 橋梁補修設計

1 式 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 設計計画	1	業務			第1001号単価表
(SJ0020) 現地踏査	1	橋			第1002号単価表
(SJ0030) 外観変状調査	1	橋			第1003号単価表
(SJ0140) 形状寸法測定	1	橋			第1004号単価表
(SJ0040) 損傷図作成	1	橋			第1005号単価表
(SJ0050) 上部工補修工設計 断面修復等	1	橋			第1006号単価表
(SJ0060) 下部工補修工設計 断面修復等	1	橋			第1007号単価表
(SJ0070) 伸縮装置補修設計 基本構造物	1	基			第1008号単価表
(SJ0130) 伸縮装置補修設計 類似構造物	3	基			第1009号単価表
(SJ0080) 高欄・防護柵取替え設計	1	橋			第1010号単価表
(SJ0090) 橋面防水工設計	1	橋			第1011号単価表
(SJ0160) 縁端拡幅工設計	1	橋			第1012号単価表
(SJ0100) 施工計画	1	橋			第1013号単価表

第1001号 下位内訳書
AMA0010 橋梁補修設計

1 式 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0110) 概算工事費算定	1	橋			第1014号単価表
(SJ0120) 打合せ	1	業務			第1015号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第1002号 下位内訳書
AMA0020 各種試験費

1 式 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) 反発硬度試験 シュミットハンマー	4	箇所			
(SJ0170) 鉄筋探査 電磁波レーダー	1	式			第1016号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第1001号 単価表
SJ0010 設計計画

1 業務 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.7	人			
(R0403) 技師 (A)	1.3	人			
(R0404) 技師 (B)	1.3	人			
(R0405) 技師 (C)	0.8	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円／業務

第1002号 単価表
SJ0020 現地踏査

1 橋 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.6	人			
(R0403) 技師 (A)	0.6	人			
(R0404) 技師 (B)	0.6	人			
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円／橋

第1003号 単価表
 SJ0030 外観変状調査

1 橋 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)	0.6	人			
(R0405) 技師 (C)	0.6	人			
(R0406) 技術員	0.6	人			
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円/橋

第1004号 単価表
 SJ0140 形状寸法測定

1 橋 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)	0.6	人			
(R0405) 技師 (C)	0.6	人			
(R0406) 技術員	0.6	人			
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円/橋

第1005号 単価表
 SJ0040 損傷図作成

1 橋 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)	0.4	人			
(R0405) 技師 (C)	0.4	人			
(R0406) 技術員	1.5	人			
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円/橋

第1006号 単価表
 SJ0050 上部工補修工設計
 断面修復等

1 橋 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.3	人			
(R0403) 技師 (A)	0.6	人			
(R0404) 技師 (B)	0.9	人			
(R0405) 技師 (C)	1.8	人			
(R0406) 技術員	2.6	人			
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円/橋

第1007号 単価表
 SJ0060 下部工補修工設計
 断面修復等

1 橋 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.31	人			
(R0403) 技師 (A)	0.62	人			
(R0404) 技師 (B)	1.24	人			
(R0405) 技師 (C)	3.1	人			
(R0406) 技術員	3.72	人			
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円/橋

第1008号 単価表
 SJ0070 伸縮装置補修設計
 基本構造物

1 基 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.1	人			
(R0403) 技師 (A)	0.3	人			
(R0404) 技師 (B)	0.6	人			
(R0405) 技師 (C)	1	人			
(R0406) 技術員	1	人			
合 計					
	1	基			整数止め切捨て 円/基

第1009号 単価表
 SJ0130 伸縮装置補修設計
 類似構造物

1 基 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.07	人			
(R0403) 技師 (A)	0.21	人			
(R0404) 技師 (B)	0.42	人			
(R0405) 技師 (C)	0.7	人			
(R0406) 技術員	0.7	人			
合 計					
	1	基			整数止め切捨て 円/基

第1010号 単価表
 SJ0080 高欄・防護柵取替え設計

1 橋 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.1	人			
(R0403) 技師 (A)	0.3	人			
(R0404) 技師 (B)	0.7	人			
(R0405) 技師 (C)	2.3	人			
(R0406) 技術員	0.7	人			
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円/橋

第1011号 単価表
 SJ0090 橋面防水工設計

1 橋 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.1	人			
(R0403) 技師 (A)	0.2	人			
(R0404) 技師 (B)	0.4	人			
(R0405) 技師 (C)	0.8	人			
(R0406) 技術員	0.7	人			
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円/橋

第1012号 単価表
 SJ0160 縁端拡幅工設計

1 橋 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	2.4	人			[1]
(R0403) 技師 (A)	3.5	人			[1]
(R0404) 技師 (B)	5.7	人			[1]
(R0405) 技師 (C)	7.1	人			[1]
(R0406) 技術員	7.8	人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			一般管理費のみ対象
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円/橋

第1013号 単価表
 SJ0100 施工計画

1 橋 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.6	人			
(R0403) 技師 (A)	1.8	人			
(R0404) 技師 (B)	1.8	人			
(R0405) 技師 (C)	0.6	人			
(R0406) 技術員	1.2	人			
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円/橋

第1014号 単価表
 SJ0110 概算工事費算定

1 橋 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)	0.6	人			
(R0406) 技術員	1.2	人			
合 計					
	1	橋			整数止め切捨て 円/橋

第1015号 単価表
SJ0120 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	2	人			
(R0403) 技師 (A)	2	人			
(R0404) 技師 (B)	2	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

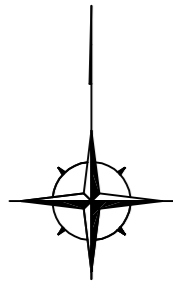
第1016号 単価表
SJ0170 鉄筋探査
電磁波レーダー

1 式 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0020) 鉄筋探査 電磁波レーダー 基本料	1	回			
(TJ0030) 鉄筋探査 電磁波レーダー 横向き	6	箇所			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

登 録 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
TJ0010	反発硬度試験 シュミットハンマー	箇所	T0508	4,800	その他施 工単価等	一般管理費 のみ対象	部独自
TJ0020	鉄筋探査 電磁波レーダー 基本料	回	T0508	54,000	その他施 工単価等	一般管理費 のみ対象	部独自
TJ0030	鉄筋探査 電磁波レーダー 横向き	箇所	T0508	6,300	その他施 工単価等	一般管理費 のみ対象	部独自



A3→A4縮小

位置図

記号

縮尺 1 : 5000 制定年度

令和5年度村岡橋詳細設計業務
横須賀市長沢4丁目30番地先

